

諮問庁：日本銀行

諮問日：平成28年11月16日（平成28年（独情）諮問第90号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（独情）答申第1号）

事件名：情報ルーム入口にあるX線装置に係る契約及び同装置の管理方法に関する法人文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「情報ルーム入口にあるX線装置にかかわる契約及び装置の管理方法に関わる法人文書。（装置がきのうしていないため、セキュリティに問題がある。）」（以下、X線装置に関わる契約に関わる法人文書を「本件対象文書1」、装置の管理方法に関わる法人文書を「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月30日付け日文第751号により日本銀行（以下「処分庁」、 「諮問庁」又は「日本銀行」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

通知書の不開示とした理由は「不存在」とあるが、請求人は開示請求書提出時に受付担当者に請求の理由を申し述べ、担当の指導により記載したが、請求内容が請求人の意図とは別な方向にゆがめられ「不存在」との決定に至った。

請求人は開示請求提出前に日本銀行の警備員により当該装置で、請求人の荷物の検査を受けたが、荷物内に所持している裁縫のためのはさみは、装置が不良なことを理由に検出されなかった。検査後請求人は自己申告してはさみを提示し、警備員により再検査を受けたが再度検出されなかった。

日本銀行の警備について、あまりにずさんであり、警備方針を尋ねると、担当からの請求内容の指導に至った。通知書では「保存期間が満了

したため廃棄しており」とあるが、いつ廃棄したのか記載がない。廃棄した内容を記載した台帳等の法人文書も破棄したのであれば「保存期間満了」の文言は出てこない。また、通知書では「作成または取得しておらず」とあるが、機能していない装置を使用していることについて、警備上日本銀行への不信を招くために開示請求した。

よって、不開示決定処分は不当であり、開示請求の主旨に係る不開示部分の開示を求める。

（機能していない装置を使用している現状の、警備の管理方法に係る法人文書。）

(2) 意見書

ア 理由説明書（下記第3）の1では文書不存在により、開示しない旨を述べている。同2では法人文書の保存年限を述べているが、保守管理を行っている事実がなく、平成15年から故障等がなかったことについては疑問である。

同3では、「審査請求人が所持する荷物を検査した際、本件装置に表示された画像をもとに、審査請求人の了解を得た上でその場で中身を確認し、その結果、審査請求人がはさみを所持していたことを確認しているのであって、日本銀行におけるセキュリティの確保のために適切な措置を講じている。」とあるが、この内容は審査請求書に述べたとおり全くの虚偽で、「検査後請求人は自己申告してはさみを提示し、警備員により再検査を受けたが再度検出されなかった。」と述べているとおりである。

イ 審査請求人は、開示請求書を提出するに当たって、日本銀行入口から装置の設置している部屋を過ぎて事務室で開示請求書を記載しそこで提出するのが、以前の開示請求時の流れであった。

今回は装置の設置しているところに担当が3人も同席し、その場所で開示請求書を提出し手数料を支払った。本来事務室で行うべきところ、装置の不良を指摘したことにより開示請求書を記入しており、理由説明書の3にあるとおり「審査請求人が自らの意思に基づき」とあるようなことはない。

ウ 審査請求人は、改めて本来の趣旨に基づき、法人文書の不存在の文書の開示請求を提出してもよいが、手数料がかかる。本来不存在の文書を特定すべきではなく、不開示決定に至る前に文書の特定を審査請求人に照会すべきであった。

エ よって審査請求人は、日本銀行の法人文書の不開示決定は不当であり、開示請求の主旨に係る不開示部分の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る法人文書及び開示請求に対する決定の内容

本件審査請求に係る法人文書は、「情報ルーム入口にあるX線装置にかかわる契約及び装置の管理方法に関わる法人文書。（装置がきのうしていないため、セキュリティに問題がある。）」（本件対象文書）である。なお、「情報ルーム入口にあるX線装置」とは、日本銀行本店における情報公開請求の受付窓口がある部屋（情報ルーム）に設置された、来訪者の所持品検査を行うためのX線検査装置（以下「本件装置」という。）を指している。

日本銀行は、平成28年9月2日、審査請求人から当該法人文書に係る開示請求を受けたところ、「X線装置にかかわる契約に関わる法人文書」（本件対象文書1）については、保存期間が満了したため廃棄したことにより、また、「装置の管理方法に関わる法人文書」（本件対象文書2）については、作成又は取得していないことにより、いずれも保有していないため、同月30日、法9条2項に基づき、開示をしない旨の決定をした。

2 日本銀行の考え方（原処分維持が相当）

日本銀行は、審査請求人から当該法人文書に係る開示請求を受け、まず、関係部署にて本件装置の取得年月を確認したところ、平成15年3月に取得したものであることが判明した。そこで、本件対象文書1として、同月に本件装置を取得した際の売買契約書を調査したところ、日本銀行における法人文書の管理に関する規程の下、什器に関する契約書の保存期間は7年間であり、同期間が経過した平成22年、保存期間満了により廃棄している。また、本件装置の部品交換が行われた場合の証票類（物品補修書）は保存期間が5年であるところ、該当する法人文書は確認されなかった。その他の本件装置に関する法人文書についても、日本銀行が保有する法人文書を調査したが、該当するものは確認されなかった。

次に、本件対象文書2については、本件装置について保守・メンテナンス契約を締結した事実がないため、これらに関する文書を作成も取得もしたことはなく、その他の本件装置の管理方法に関する法人文書について、日本銀行が保有する法人文書を調査したが、該当するものは確認されなかった。

このように、本件対象文書は、日本銀行が保有する法人文書としては存在しておらず、開示しない旨の決定（原処分）をした日本銀行の判断は妥当である。

したがって、日本銀行としては、原処分が維持されることが相当であると思料する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、開示請求書提出に際し、請求内容が審査請求人の意図とは別な方向にゆがめられた旨述べるが、日本銀行に提出された開示請求書は、審査請求人が自らの意思に基づき、自筆し提出したものであって、日

本銀行としては、当該請求書に記載された請求内容が審査請求人の意思に基づくものであると認識している。

また、審査請求人は、その荷物の中に所持していたはさみについて、本件装置が不良なことを理由に検出されなかったとし、「日本銀行の警備について、あまりにずさんである」とか、「機能していない装置を使用していることについて、警備上日本銀行への不信を招くために開示請求した」などと述べる。しかしながら、日本銀行は、本件装置を用いて審査請求人が所持する荷物を検査した際、本件装置に表示された画像をもとに、審査請求人の了解を得た上でその場で中身を確認し、その結果、審査請求人がはさみを所持していたことを確認しているのであって、日本銀行におけるセキュリティの確保のために適切な措置を講じている。

いずれにしても日本銀行が本件対象文書を保有していないことは上述のとおりである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年11月16日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月20日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成29年3月30日 | 審議 |
| ⑤ 同年4月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書1の保有の有無について

(1) 公文（法人文書）の管理に関する規程における本件対象文書1の管理等について、改めて当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件装置は、平成15年3月に取得したものであり、日本銀行文書局が所管していたものである。

イ 本件対象文書1は、本件装置に係る売買契約書等と考えられるところ、これは、平成15年3月当時の公文取扱規程5条2項の規定に基づき定められた「証票類保管期間等一覧表」において、「什器に関する契約書・請書等」に該当し、その保存期間は7年とされ（この取扱いは、法令等の改正等に伴ってその後制定された公文

取扱規程に踏襲されている。) , 本件対象文書1は平成22年5月にその保存期間が満了している。

なお、日本銀行では、什器の売買契約自体は、什器の引渡し及び代金の支払が完了した時点で完結するものと考えており、売買契約書の保存期間満了時には、当該什器の使用状況にかかわらず、廃棄することとしている。そして、本件装置に係る売買契約書について、その保存期間を延長した事実は確認できない。

ウ 日本銀行で保有する保存期間が満了した公文(法人文書)の廃棄に当たっては、その廃棄の記録を作成して一定期間保存している。本件対象文書1の廃棄の事実を記録した「証票類保管台帳」の保存期間は5年とされ、当該台帳は平成27年12月にその保存期間が満了している。

各年度末には、保存期間が満了した大量の公文の廃棄処理を順次行っているところ、平成28年9月にされた本件開示請求への対応の過程において、上記台帳は廃棄前であったため、念のため保存を継続しているところである。当該台帳においては、本件装置に係る売買契約書を廃棄した旨明記されてはいないものの、廃棄した冊名に「什器に関する契約書(売買)」があり、これに本件対象文書1が含まれていたものと認識している。

エ また、日本銀行が所有する什器等について部品交換等の修理を行った場合には、「物品補修書(修理・洗濯)」という文書を作成することとされているところ、当該補修書の保存期間は5年である。本件開示請求の時点において、日本銀行が作成・取得等した公文(法人文書)が保管されている公文庫で保管されていた、保存期間内の当該補修書を対象に、本件装置に係るものがないかを探索したが、その保有は確認できなかった。

オ このほか、日本銀行文書局では、念のため法人文書ファイル管理簿を確認し、本件装置に関する公文(法人文書)の保管について同管理簿が存在するかを調査したが、該当するものは確認できなかった。

カ したがって、日本銀行において本件対象文書1を保有していない。

(2) 諮問庁から上記(1)イの公文取扱規程及び証票類保管期間等一覧表等の提出を受け、当審査会において確認したところ、その定めや証票類保管台帳の記載は諮問庁の上記(1)イ及びウの説明のとおりと認められ、かつ、本件対象文書1の保存期間の延長を必要とした事情も認められないから、本件装置に係る売買契約書を保存期間満了により廃棄したとする諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、本件装置に関する部品交換等に係る文書を保有していないとする諮問庁の上記（１）エの説明も不自然、不合理とはいえない。

そして、諮問庁が実施したとする上記（１）エ及びオの本件対象文書１の探索やその方法も不十分とはいえない。

したがって、日本銀行において本件対象文書１を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書２の保有の有無について

（１）日本銀行が保有する什器に係る保守・メンテナンス契約の締結の状況等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件対象文書２は、本件装置の管理方法に関わる文書であるから、本件装置の保守・メンテナンスに関する文書等であると考えられる。

イ 日本銀行では、取得した装置について、継続的な保守・メンテナンス契約を締結するか、あるいは、不具合が生じたときにその都度部品交換等の対応をするかは、装置の機能や使用態様等を踏まえて個別に判断している。

本件装置については、平成１５年３月に取得した時点の判断として、不具合が生じたときにその都度部品交換等の対応をすることとしていたため、保守・メンテナンス契約は締結していないから、これに係る契約書等は保有していない。また、日本銀行が所有する什器等について部品交換等の修理を行った場合に作成する文書の保有については、上記２（１）エのとおりであり、法人文書ファイル管理簿の調査については、上記２（１）オのとおりである。このほか、本件装置については、毎営業日の始業時間前に稼働確認を行っていたが、その記録は作成していなかったため、本件装置の稼働確認に係る文書は保有していない。

ウ したがって、日本銀行において本件対象文書２を保有していない。

（２）そこで検討すると、日本銀行で取得した本件装置の管理方法に関する意思決定は、基本的に日本銀行が行うものであるから、本件装置について、保守・メンテナンス契約などを締結するか否かは日本銀行に委ねられている。

そうすると、本件装置を取得した平成１５年３月当時において、本件装置に係る保守・メンテナンス契約は締結していないから、これに係る契約書等は保有しておらず、また、本件装置に関する部品交換等に係る文書等を保有していないとする諮問庁の上記（１）イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

そして、諮問庁が実施したとする上記（１）イの本件対象文書２の探索やその方法も不十分とはいえない。

したがって、日本銀行において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、日本銀行において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子